

議案第 3 6 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 1 6 条の 2 第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 7 条の 2 第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の範囲を改定したいので提出する。